

【共創実証運行】 今治市公共ライドシェア・貨客混載 実証概要

2025年8月1日
Community Mobility株式会社

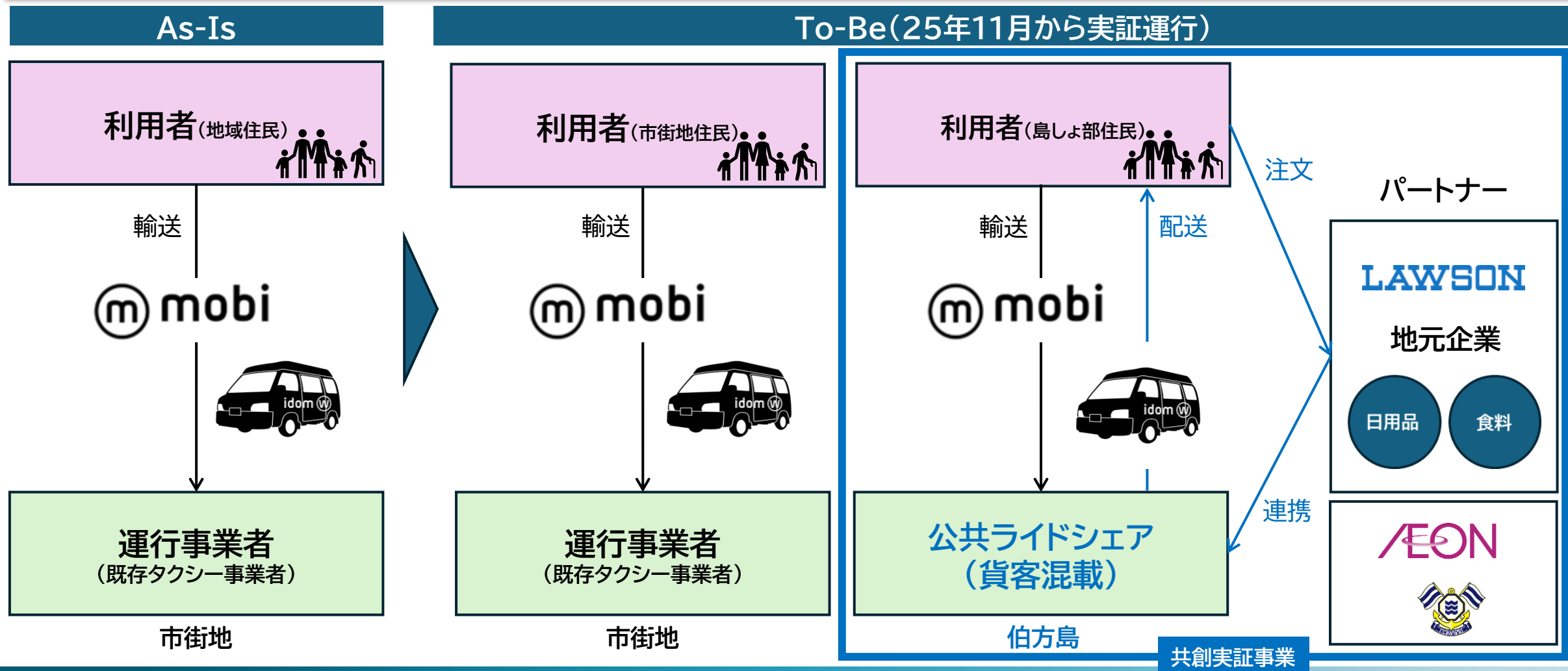
実証運行の内容等現在検討中となり、関係者の皆さまと協議の上、決定させていただきます。

資料構成

- ① 共創実証概要
- ② 公共ライドシェア概要
- ③ 貨客混載(配送)概要
- ④ ドライバー概要

①共創事業概要

- これまでの市街地でのmobiの提供価値(住民の輸送)に加えて、伯方島にmobi(公共ライドシェア)を拡大
- 住民の輸送という価値に加えて、新たに配送という価値提供を行い、高齢者などの買い物需要に対応を目指す
- 将来的にはライドシェアドライバーに多様な業務を担っていただくことにより地域の人手不足に対応



①共創事業概要 | サービス概要※一部精査中

一部精査中

	公共ライドシェア	貨客混載(配送)
事業法	78条2号 (自家用有償運送) 公共ライドシェア 交通空白地有償運送	78条3号 (自家用有償運送) 交通空白地有償運送
ドライバー	伯方島住民さまを想定 10名ほどを予定	
運送対象	伯方島住民さま	伯方島店舗さま商品など
運行主体	伯方島モビリティコンソーシアム (共創実証プラットフォーム)	
運行期間	2025/11-2026/1 11月上旬運行テスト想定	2025/12-2026/1 11月下旬運行テスト想定
予約方法	電話予約・WEB予約	電話予約のみ
運行時間帯	9:00-18:00 (受付期間(事前予約):日の7日前-前日11:59まで) (受付期間(当日予約):前日12:00-運行30分前まで) ※検討中	9:00-18:00 (受付期間(事前予約のみ):運行日の7日前-前々日 11:59まで) ※検討中
運行エリア	島内(詳細検討中)	島内(詳細検討中)
運賃	400円/1名・1乗車 (65歳以上・小人・障がい者・免許返納者は200円)	500円/1店舗・1注文 ※高齢者料金・注文店舗数上限等検討中

①共創事業概要 | 体制図(伯方島モビリティコンソーシアム)

伯方島モビリティコンソーシアム:運行主体



実施主体

株式会社ローソン

- ・商材企画(島内店舗連携含む)
- ・店舗オペレーション企画・検討
- ・店舗を活用した相互送客検討
- ・調査設計・調査(検討中)

Community Mobility株式会社

- ・サービス設計・運行計画立案
- ・システム設計・構築
- ・公共ライドシェア導入・運営
- ・貨客混載導入・運営
- ・プロモーション
- ・運行結果のデータ分析・レポート作成

株式会社今治. 夢スポーツ(FC今治)

- ・ステークホルダー調整
- ・ドライバー募集協力
- ・集客協力

イオンモール今治新都市

- ・ドライバー募集協力
- ・集客協力

今治市 地域振興課

- ・ステークホルダー調整
- ・既存公共交通との連携検討

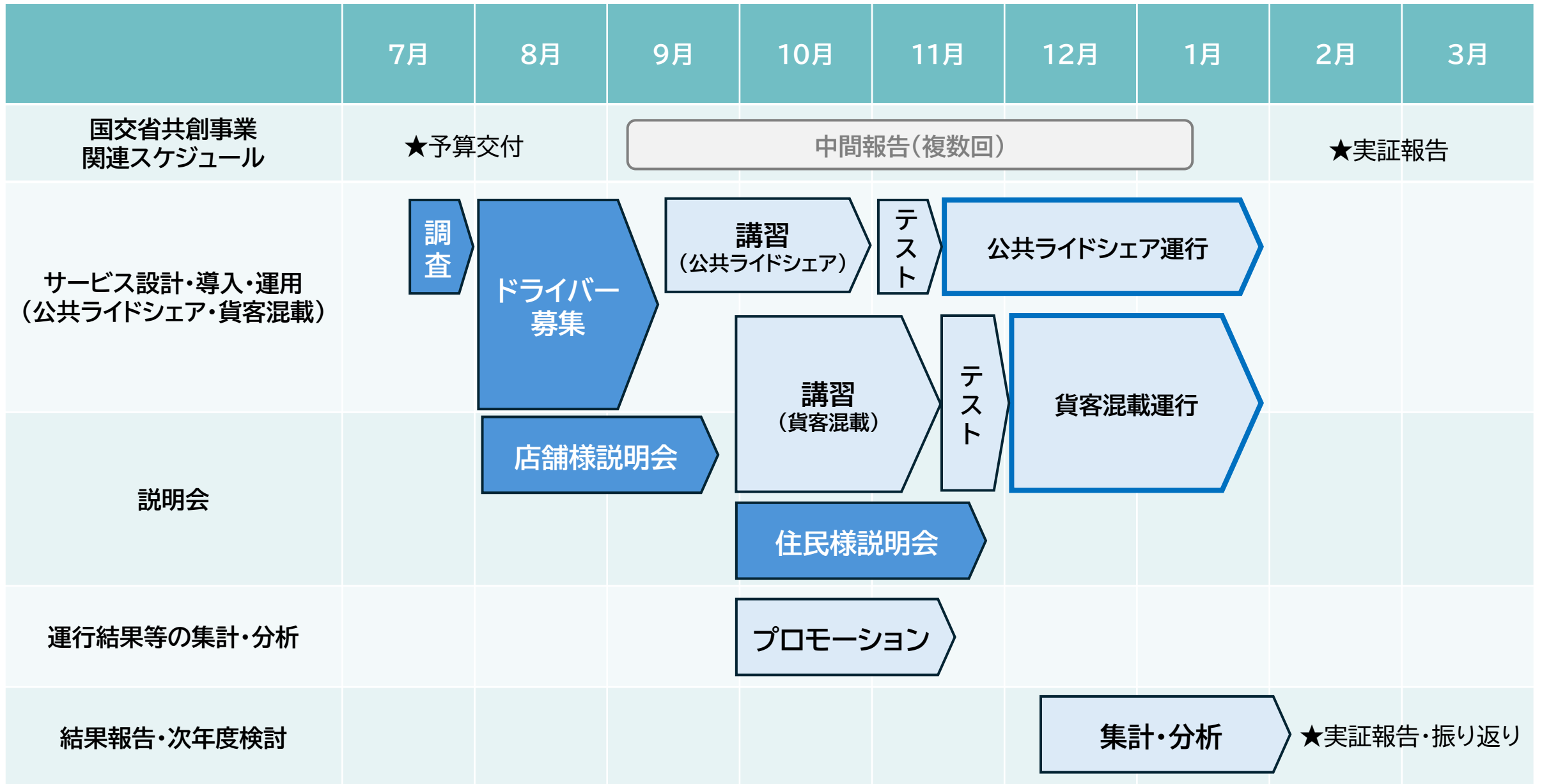
貨客混載サービス
連携

募集 集客連携

地域導入
募集・集客連携

地域導入

①共創事業概要 | 全体スケジュール



②公共ライドシェア概要

(参考) 公共ライドシェア (自家用有償旅客運送) ・貨客混載について

今治市様資料

公共ライドシェア

バス事業やタクシー事業によって輸送手段を確保することが困難な場合、市町村やNPO法人などが、自家用車を活用して提供する有償の旅客運送(道路運送法第78条第2号)を公共ライドシェアと呼んでいます。

運送の種別	◆交通空白地有償運送 ➤ <u>伯方島公共ライドシェアの運送種別</u> ◆福祉有償運送
利用者	<交通空白地> 地域住民・観光客等の来訪者 <福祉> 介護を必要とする者
提供体制	運送主体: 市町村、NPO法人、営利目的でない団体等 使用車両: 自家用車(白ナンバー) ドライバー: 第一種運転免許保有者(大臣認定講習受講者) ※第二種免許保有者も可
運送の対価	法律により、「実費の範囲内」の収受が認められている
登録要件	(道路運送法第79条の2に基づく登録の申請) ①安全体制を確保すること(運行管理・整備管理の責任者の選任等) ②地域の関係者(※)において協議が整うこと (※)地域住民、地方公共団体、NPO、バス・タクシー事業者、事業者団体、運転者団体等



貨客混載

【タクシー・バス】



【トラック】



旅客運送事業者のバスやタクシーでも(貨物自動車運送事業の許可を受けて)貨物を、
または
貨物輸送事業者のトラックでも(旅客自動車運送事業の許可を受けて)人を、
輸送することを可能にするもの

【自家用有償旅客運送者】



自家用旅客運送事業者が自家用自動車で少量貨物(350kg未満の荷物)を運ぶことが可能
(道路運送法第78条第3号の許可を取得)

➤ 伯方島公共ライドシェアの貨客混載

②公共ライドシェア概要 | 運行の流れ※イメージ

<公共ライドシェア運行の流れ>(イメージ)

配車予約



- ✓ 電話による予約
- ※WEB予約も可能

配車登録



- ✓ 予約に基づき配車登録
- ※WEB予約の場合はシステム配車

予約確認



- ✓ 予約を確認・取得
- ✓ ドライバーは島民様

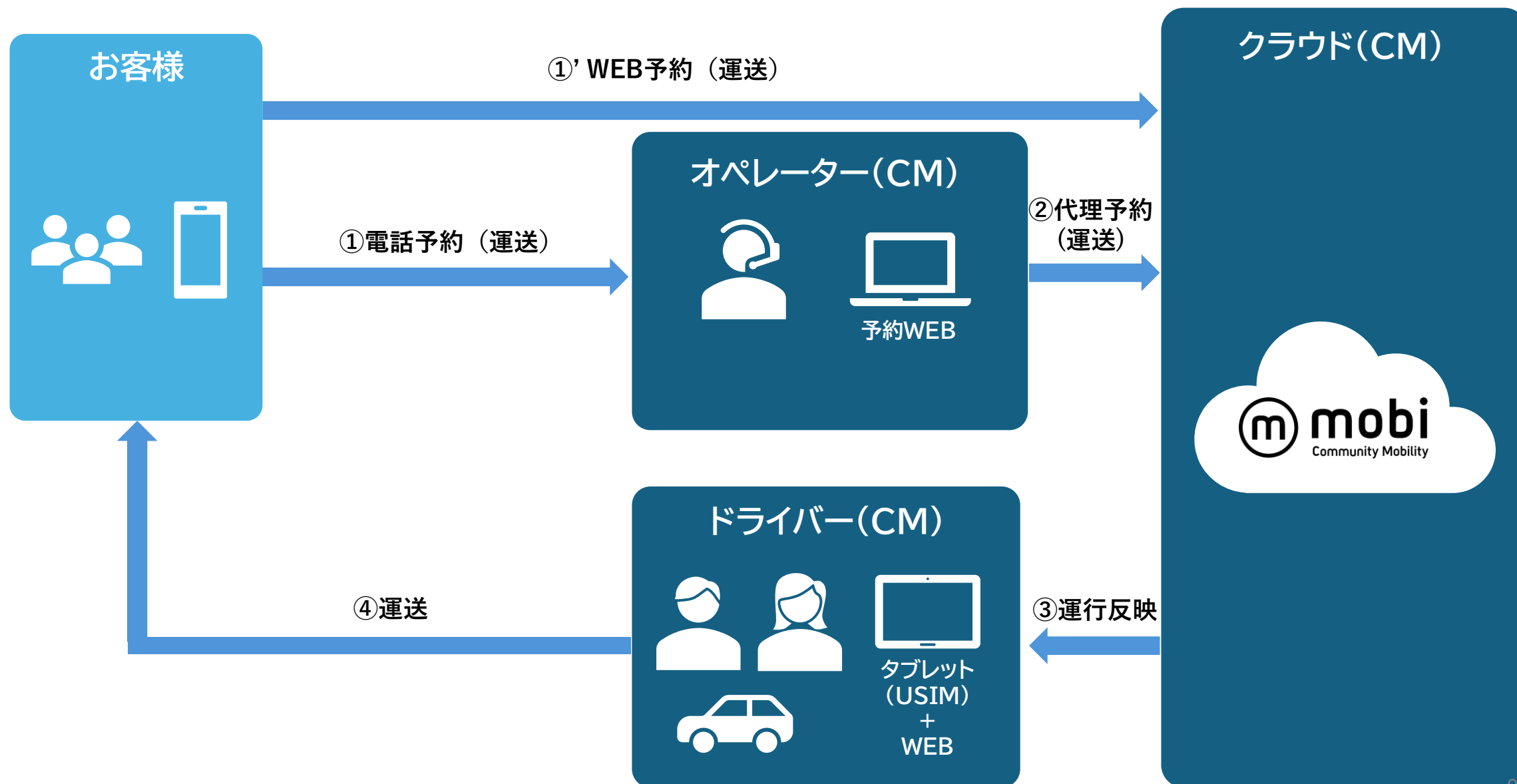
送迎



- ✓ 一般ドライバーの車にて目的地まで送迎

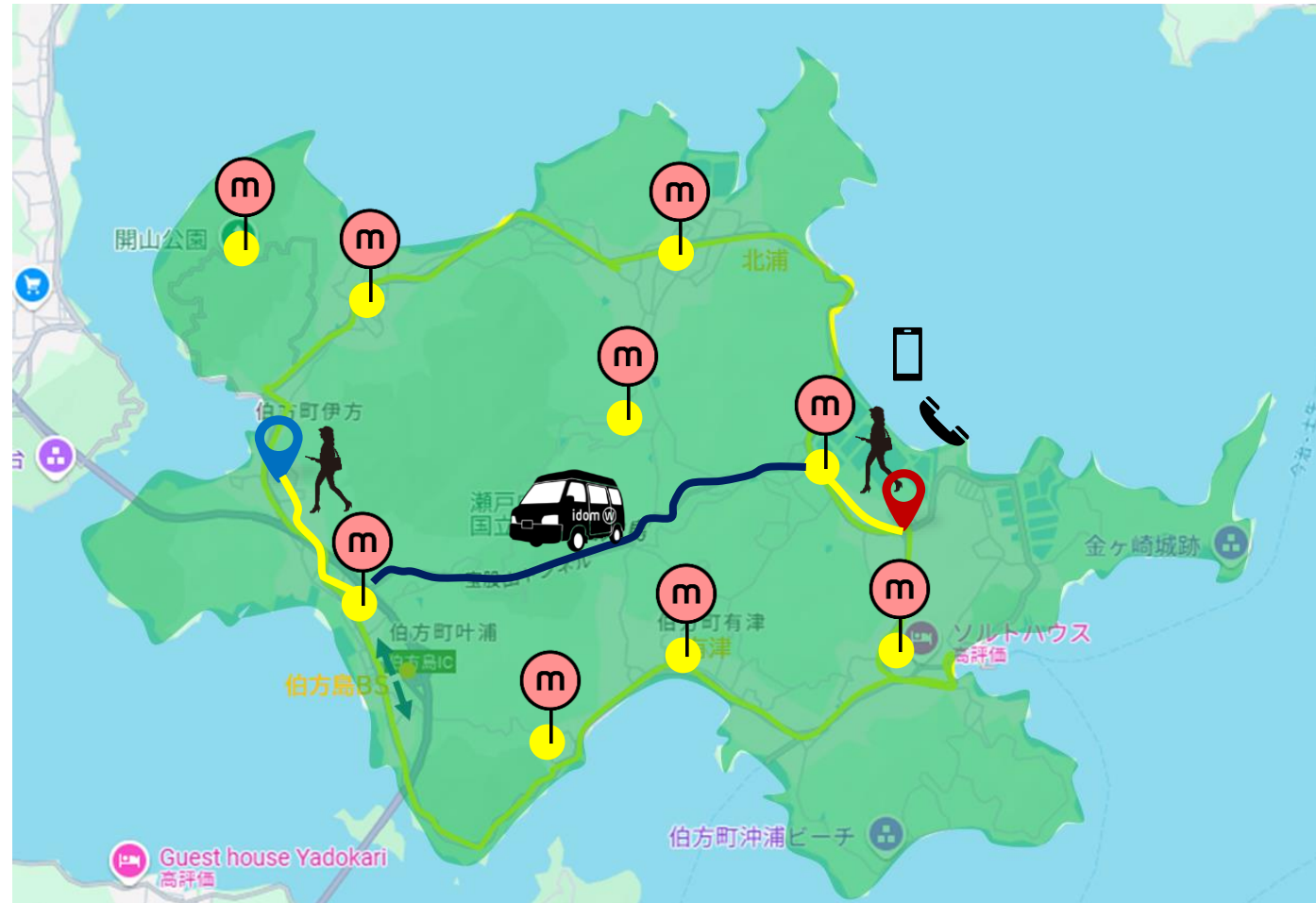
公共ライドシェアドライバーによる人の運送
事前予約制で電話、もしくはWEBにて予約。

②公共ライドシェア概要 | サービス構成



②公共ライドシェア概要 | 運行形式

- 設定したエリア内にアプリ上で仮想乗降場所を設定し、運行ルートは定めず自由経路で運行する方式。
- 事前予約制で電話、もしくはWEBにて予約。



運行エリア
(ジオフェンス)



仮想乗降場所
※設置位置はイメージ
となります

公共ライドシェア運行

参考：公共ライドシェア導入事例(つくば市・土浦市・下妻市・牛久市)

公共ライドシェアの導入実績

- つくば市・土浦市・下妻市・牛久市の4市連携で広域公共ライドシェアの運行を開始(25年1月～)
- ドライバーは4市共通のドライバーであり、4市の提供エリア内どこでも運行することが可能
- 約100名からの募集があり審査/面談の結果、現在76名のドライバーに活躍頂いている

地域公共交通の維持・拡大にチャレンジ

つくば市 土浦市 下妻市 牛久市

地域交通の課題

ドライバー不足 → 移動手段の喪失

Community Mobility

一機免許ドライバーの活用 新技術/デジタルの活用

Community Crew × mobi

単体の市の取り組みではなく広域で連携



公共ライドシェアの利用者の声(代表例)

VOICE. 01



70代 女性
下妻市 在住

免許 : なし
住まい : 息子夫婦との二世帯(お嫁さんからのお勤めでサービス利用を開始)

お出かけが好き 平日のお買い物で利用
腰が悪く歩けない、重い荷物も大変だったけど今は安心して移動できる

利用回数	利用頻度	利用区間	生活の変化
計38回	週6-7回	自宅付近⇔スーパー	ひとりで外出できるようになった お出かけの回数が増えた

都内への通勤時に利用
帰宅時の運転を気にしなくて良くなり、今は飲んで帰ることができる

利用回数	利用頻度	利用区間	生活の変化
計9回	週1-2回	自宅付近⇔つくばセンター	駐車料金がかからなくなった 妻の送迎負担が減り喜んでいる

免許 : あり(車通勤)
住まい : 妻、息子

VOICE. 02



60代 男性
つくば市 在住

公共ライドシェアドライバー76名の属性

フレキシブルな働き方

地域貢献したい意欲

隙間時間に副収入を得る

「免許を生かすことができ、自分の時間で働ける仕事なので始めた」
「将来、自分が運転できなくなる年齢になった時に不安があるのでお手伝いできればと始めた」

年代別

年代	割合
70代	11%
20代	13%
30代	18%
40代	29%
50代	26%
60代	26%

職業別

職業	割合
会社員	35%
パート アルバイト	14%
無職	15%
自由業	12%
学生	6%
派遣 契約社員	6%
自営業	6%

③貨客混載(配送)概要

(参考) 公共ライドシェア (自家用有償旅客運送) ・ 貨客混載について

今治市様資料

公共ライドシェア

バス事業やタクシー事業によって輸送手段を確保することが困難な場合、市町村やNPO法人などが、自家用車を活用して提供する有償の旅客運送(道路運送法第78条第2号)を公共ライドシェアと呼んでいます。

運送の種別	◆交通空白地有償運送 ➤ 伯方島公共ライドシェアの運送種別 ◆福祉有償運送
利用者	＜交通空白地＞地域住民・観光客等の来訪者 ＜福祉＞介護を必要とする者
提供体制	運送主体:市町村、NPO法人、営利目的でない団体等 使用車両:自家用車(白ナンバー) ドライバー:第一種運転免許保有者(大臣認定講習受講者) ※第二種免許保有者も可
運送の対価	法律により、「実費の範囲内」の収受が認められている
登録要件	(道路運送法第79条の2に基づく登録の申請) ①安全体制を確保すること(運行管理・整備管理の責任者の選任等) ②地域の関係者(※)において協議が整うこと (※)地域住民、地方公共団体、NPO、バス・タクシー事業者、事業者団体、運転者団体等



貨客混載

【タクシー・バス】



【トラック】



旅客運送事業者のバスやタクシーでも(貨物自動車運送事業の許可を受けて)貨物を、
または
貨物輸送事業者のトラックでも(旅客自動車運送事業の許可を受けて)人を、
輸送することを可能にするもの

【自家用有償旅客運送者】



自家用旅客運送事業者が自家用自動車で少量貨物(350kg未満の荷物)を運ぶことが可能
(道路運送法第78条第3号の許可を取得)

➤ 伯方島公共ライドシェアの貨客混載

③貨客混載(配送)概要 | 運行の流れ※イメージ

商品の注文



- ✓ 電話による予約
- ✓ 市街地での予約方法は別途検討

配車・商品確保



- ✓ 予約に基づいて配車
- ✓ 店舗へ商品確保依頼

商品ピックアップ



- ✓ 店舗へ移動
- ✓ 商品の引き取り
- ✓ 代理決済を想定

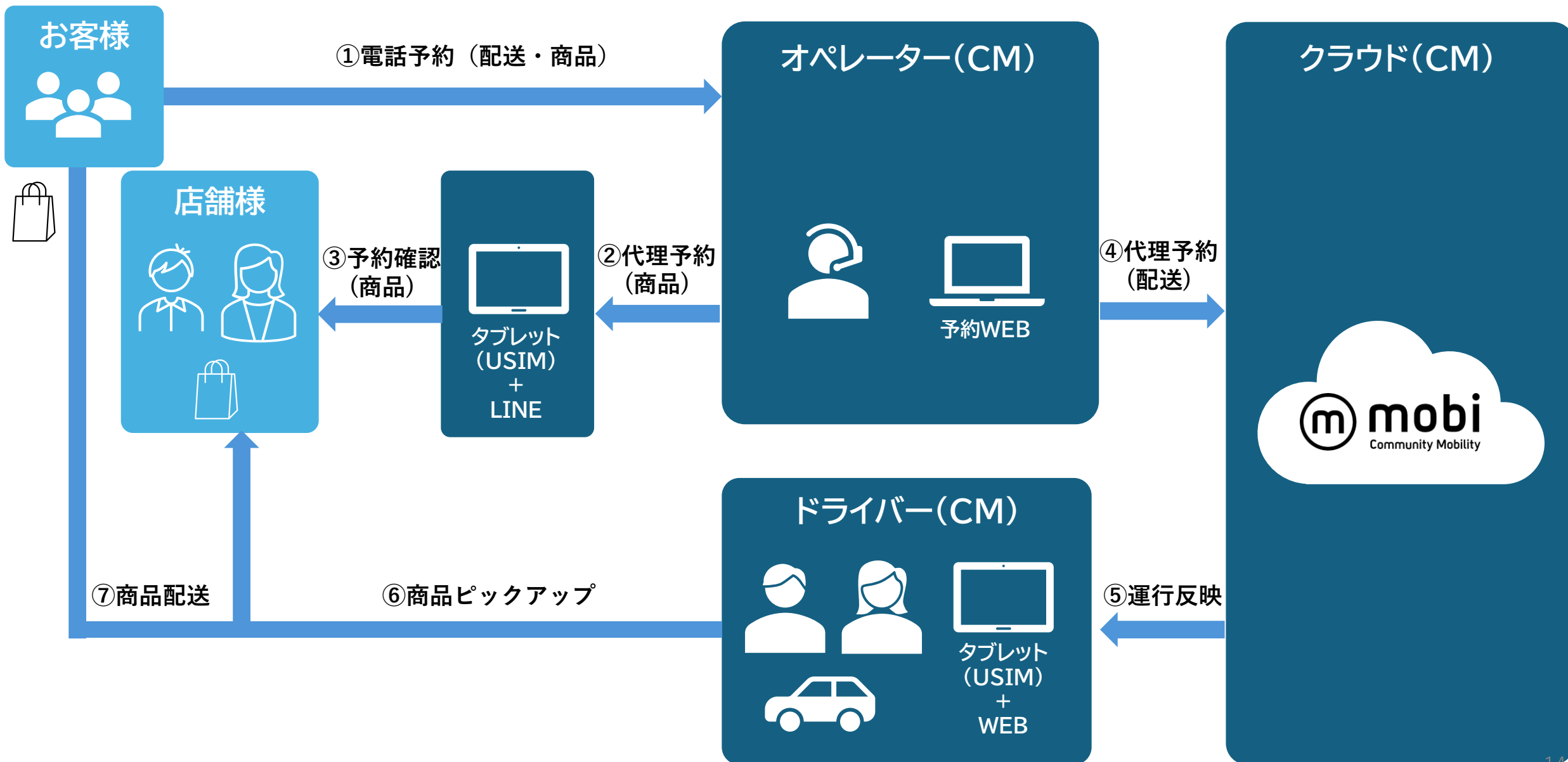
商品のお届け



- ✓ 注文者宅へ商品配送
- ✓ 受け取りサイン受領
- ✓ 領収書の提出

公共ライドシェアドライバーによる商品の配送
事前予約制で電話により商品を指定、店舗より商品を配送

③貨客混載(配送)概要 | サービス構成



③貨客混載(配送)概要 | 運行形式

- 設定したエリア内にアプリ上で店舗位置を設定し、運行ルートは定めず自由経路で運行する方式。
- 事前予約制で電話により商品を指定、店舗より商品を配送



運行エリア
(ジオフェンス)

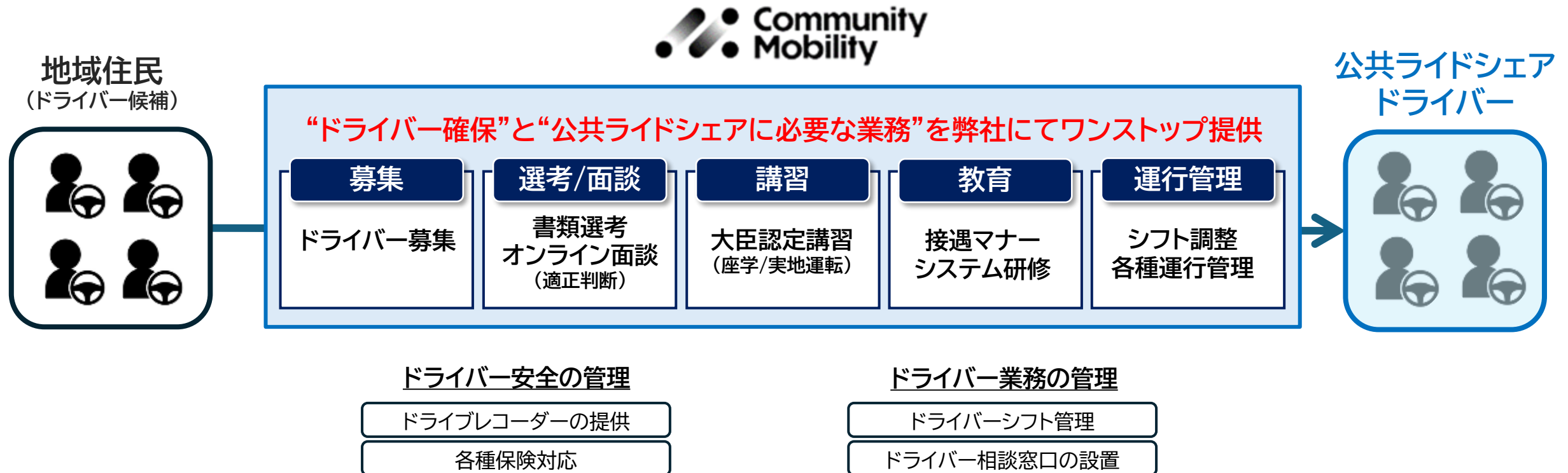


店舗位置
※設置位置はイメージ
となります

貨客混載(配送)
運行

④ドライバー概要 | 公共ライドシェアドライバーになるまでの流れ

- 募集から選考・面談、運行管理まで必要な対応を行い、地域住民さまの中から公共ライドシェアドライバーを育成



④ドライバー概要 | 募集概要(公共ライドシェア)※精査中

業務内容	指定エリアにおける、自家用車を使用した住民や来訪者の運送業務を行うこと(自家用有償旅客運送)
運送区域	今治市伯方町
時間帯	9:00-18:00
募集対象	応募時点で、21歳以上～70歳未満であること ※第二種免許所有者は年齢を問わず対象とする 普通自動車運転免許取得後3年以上経過していること 過去2年以内に免許停止履歴がないこと
仕様可能車両	定員4人以上10人以下の車両であること ドライブレコーダー(前・後・車内)を搭載していること ※搭載していない場合、無償で貸し出し予定(条件あり) 社用車の利用は可能か(所有者の承諾書を受領した上で、ドライバーと車一対一で紐づけて運用できれば可能:申請書)
雇用形態	伯方島モビリティコンソーシアム⇒Community Mobility株式会社⇒業務委託契約
報酬体系	1,200円/回
提出書類/提出方法	- 以下の書類・情報を応募フォームに記入・提出 - ドライバー本人情報(フォーム記入) - 運転免許証の写し(フォームより提出) - 使用する自家用車の車検証の写し(フォームより提出)
選考方法	Community Mobility株式会社にて、書類選考及びオンライン面談(1回)を実施
その他留意事項	- 使用する自家用車は、車検以外にも1年毎の法定点検を受けること - 確定申告は各自で行うこと - 運行に伴う必要な経費(燃料費、車両点検・整備費)は、各自で負担すること - 運行に必要な備品(車両の表示物等)は貸与する - 使用する自家用車の種類に係る第二種免許を保有していない方はCommunity Mobility株式会社の指示に従って、大臣認定講習を受講すること - 主たる勤務先への通勤時にドライバーとして運行することを検討されている場合は、事前に勤務先にご相談の上で、応募すること - 運行管理者の指示のもと法令に基づき*1*2運行すること (例:積雪や路面凍結時におけるスタッドレスタイヤの着用等★実態に合わせ確認※異常気象の場合運行中止も)

*1 道路交通法第71条第6号

前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項

*2 茨城県道路交通法施行細則

第13条 法第71条第6号に規定する車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次に掲げるものとする。

(4) 積雪又は凍結している道路において自動車(二輪のものを除く。)を運転するときは、雪路用タイヤを用い、又はタイヤにチェーンを取り付けるなど滑り止めの装置を講ずること。

④ドライバー概要 | 募集概要(貨客混載(配送))※精査中

業務内容	指定エリアにおける、自家用車を使用したは伯方島商店の商品等の運送業務を行うこと(自家用有償旅客運送)
運送区域	今治市伯方町
時間帯	9:00-18:00
募集対象	応募時点で、21歳以上～70歳未満であること ※第二種免許所有者は年齢を問わず対象とする 普通自動車運転免許取得後3年以上経過していること 過去2年以内に免許停止履歴がないこと
仕様可能車両	定員4人以上10人以下の車両であること(配送のスペースを十分に確保できること) ドライブレコーダー(前・後・車内)を搭載していること ※搭載していない場合、無償で貸し出し予定(条件あり) 社用車の利用は可能か(所有者の承諾書を受領した上で、ドライバーと車一対一で紐づけて運用できれば可能:申請書)
雇用形態	伯方島モビリティコンソーシアム⇒Community Mobility株式会社⇒業務委託契約
報酬体系	1,200円/回
提出書類/提出方法	•以下の書類・情報を応募フォームに記入・提出 •ドライバー本人情報(フォーム記入) •運転免許証の写し(フォームより提出) •使用する自家用車の車検証の写し(フォームより提出)
選考方法	Community Mobility株式会社にて、書類選考及びオンライン面談(1回)を実施
その他留意事項	•使用する自家用車は、車検以外にも1年毎の法定点検を受けること •確定申告は各自で行うこと •運行に伴う必要な経費(燃料費、車両点検・整備費)は、各自で負担すること •運行に必要な備品(車両の表示物等)は貸与する •使用する自家用車の種類に係る第二種免許を保有していない方はCommunity Mobility株式会社の指示に従って、大臣認定講習を受講すること •主たる勤務先への通勤時にドライバーとして運行することを検討されている場合は、事前に勤務先にご相談の上で、応募すること •運行管理者の指示のもと法令に基づき*1*2運行すること (例:積雪や路面凍結時におけるスタッドレスタイヤの着用等★実態に合わせ確認※異常気象の場合運行中止も)

*1 道路交通法第71条第6号

前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項

*2 茨城県道路交通法施行細則

第13条 法第71条第6号に規定する車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次に掲げるものとする。

(4) 積雪又は凍結している道路において自動車(二輪のものを除く。)を運転するときは、雪路用タイヤを用い、又はタイヤにチェーンを取り付けるなど滑り止めの装置を講ずること。

Appendix

ご参考:市街地mobiと伯方島公共ライドシェアの違い

	市街地 mobi	伯方島 公共ライドシェア・貨客混載
ドライバー	プロドライバー (交通事業者)	一般ドライバー (伯方島島民さま)
車両	交通事業者車両 (緑ナンバー)	一般ドライバー車両 (白ナンバー)
運送対象	今治市街地ユーザーさま	伯方島住民さま 伯方島店舗さま商品
予約方法	アプリ	電話予約 WEB予約(公共ライドシェアのみ)

EoS